

令和4年7月定例教育委員会

日時 令和4年7月29日(金)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課] P.2

【審議事項】

- (1) 議案第6号 鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について [生涯学習・スポーツ課] P.4
- (2) 議案第7号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.7
- (3) 議案第8号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P.14

【報告事項】

- (1) 地区公民館の多様な活用に向けた検討状況について [生涯学習・スポーツ課] P.18
- (2) 新登録の国登録有形文化財（建造物）について [文化財課] P.20
- (3) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課] 当日配布

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [8月] 令和4年8月31日(水) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室
 - [9月] 令和4年9月27日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

① 行事報告（7月1日～7月29日）

7月	1	(金)	鳥取大学 地球科学講義	さじアストロパーク
	2	(土)	成人学級 草刈り	用瀬小学校
	3	(日)	親子で楽しむ星の講座（7/3、7/18、7/24、7/31）	さじアストロパーク
			郷土史講演会「仁風閣よもやま話」	中央図書館
	4	(月)		
	5	(火)	特別支援教育支援員研修	会場校でのWeb研修
	6	(水)		
	7	(木)	宇宙ふしぎ探検「七夕の星を見よう」、さじアストロパーク友の会活動日	さじアストロパーク
	8	(金)	校長研修②	各校でのWeb研修
	9	(土)	コウノトリが翔ぶ 山陰海岸ジオパーク展（仮称）（～8/28）	あおや郷土館
	10	(日)		
	11	(月)	特別支援教育研修（基礎）	オンデマンド研修
	12	(火)	鳥取県市町村教育委員会研究協議会定期総会・研究大会	ホテルセントパレス倉吉
			教職員人権教育研修	各校でのWeb研修
			さじアストロパーク 管理運営委員会	さじアストロパーク
			郷土史講座	用瀬町民会館
	13	(水)		
	14	(木)	副校長・教頭研修①	さざんか会館
	15	(金)	だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
	16	(土)	令和4年度企画展「没後140年 鳥取が生んだ名県令 松田道之」	鳥取市歴史博物館
			まんれき！クイズラリー（～8月15日）	因幡万葉歴史館
			勾玉づくり（～8月15日）	因幡万葉歴史館
	17	(日)	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団 活動日	さじアストロパーク
	18	(月)		
	19	(火)	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	20	(水)		
	21	(木)		
	22	(金)	子ども陶芸教室（作品づくり）	河原町旧むつみ創作館
			中堅教諭等資質向上研修③、6年目研修②	各校でのWeb研修
23	(土)	おうちだにワークショップ「和本づくり」	鳥取市歴史博物館	
		第29回星まつり、さじアストロパーク友の会活動日	さじアストロパーク	
24	(日)	おうちだにアカデミー「鎌倉時代の因幡」	鳥取市歴史博物館	
		第29回星まつり	さじアストロパーク	
25	(月)	初任者研修（校外研修）③、新規採用養護教諭研修②	人権交流プラザ	
		講師研修①	会場校でのWeb研修	
		夏のお話し会	用瀬図書館	
26	(火)	みすみ大学	用瀬町総合支所	
27	(水)	ひいな学級	用瀬町民会館	
28	(木)	特別支援教育主任研修②（全）、特別支援学級担任研修②（全）	各校でのWeb研修	
		第1回鳥取市不登校対策専門委員会	鳥取市総合教育センター	
29	(金)	7月定例教育委員会	市役所本庁舎6階第5会議室	

② 行事予定（7月30日～8月31日）

7月	30	(土)	第29回星まつり（7/30, 31・8/6, 7, 11, 12, 13, 14, 20, 21）	さじアストロパーク
			おうちだにワークショップ地図作り教室（～31日）	鳥取市歴史博物館
	31	(日)	夏休み体験イベント ジェルキャンドルづくり	青谷上寺地遺跡展示館
8月	1	(月)		
	2	(火)		
	3	(水)	夏休み体験イベント かごづくり	青谷上寺地遺跡展示館
	4	(木)		
	5	(金)		
	6	(土)	夏休み体験イベント 鏡の鋳造体験	青谷上寺地遺跡展示館
			自由研究相談会	鳥取市歴史博物館
			展覧会「岡益の石堂」（～9月25日）	因幡万葉歴史館
	7	(日)	親子で楽しむ星の講座「星のお話と夏の光る星座盤工作」14:15～15:30	さじアストロパーク
			記念講演「岡益の石堂と飛鳥」	因幡万葉歴史館
			因州和紙とつまみ細工を使ったオリジナル風鈴づくり	仁風閣
			夏休み考古学講座	鳥取市歴史博物館
	8	(月)		
	9	(火)	夏休み体験イベント ジェルキャンドルづくり	青谷上寺地遺跡展示館
	10	(水)		
	11	(木)	記念講演「没後140年 鳥取が生んだ名知事松田道之」	鳥取市歴史博物館
	12	(金)	宇宙ふしぎ探検「ペルセウス座流星群を見よう」8/12～13 21:30～23:00	さじアストロパーク
	13	(土)		
	14	(日)		
	15	(月)		
	16	(火)		
	17	(水)		
	18	(木)		
	19	(金)	夏休み体験イベント ジェルキャンドルづくり	青谷上寺地遺跡展示館
	20	(土)		
	21	(日)	親子で楽しむ星の講座「セロハン湿度計工作と空気の秘密も調べよう」14:15～15:30	さじアストロパーク
			夏休み体験イベント ジェルキャンドルづくり	青谷上寺地遺跡展示館
			おうちだにワークショップハンコづくり	鳥取市歴史博物館
	22	(月)	中堅教諭等資質向上研修④	鳥取市人権交流プラザ
	23	(火)	幼保小中連携研修	会場校でのWeb研修
			京都産業大学インターンシップ 8/23～28	さじアストロパーク
青谷町高齢者教室			青谷町総合支所	
24	(水)			
25	(木)			
26	(金)			
27	(土)			
28	(日)	親子で楽しむ星の講座「木星・土星のお話とキラキラコマ工作」14:15～15:30	さじアストロパーク	
		おうちだにアカデミー 夏休み企画：考古学講座	鳥取市歴史博物館	
29	(月)			
30	(火)			
31	(水)	8月定例教育委員会	市役所本庁舎6階第5会議室	

定例教育委員会資料	
年月日	令和4年7月29日(金)
担当課	生涯学習・スポーツ課

審議事項(1)

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

1. 経緯

鳥取砂丘西側エリアの再整備に伴い鳥取市サイクリングターミナルを廃止することとなるため、当該条例施行規則を廃止するものです。

2. 施設情報

施設名	所在地	面積	開設年度
鳥取市サイクリングターミナル	浜坂1157-115	5,287 m ²	S53

3. 施設の位置及び現況写真



4. 施行日

令和4年9月1日

5. 今後の取り扱い等

鳥取市サイクリングターミナルは廃止後、鳥取砂丘西側エリアの再整備に伴い、観光・ジオパーク推進課に移管します。移管後は、令和4年に経済観光部が実施したプロポーザルにより決定した業者が、柳茶屋キャンプ場及びこどもの国キャンプ場を含む3施設の運営を行います。

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行 規則を廃止する規則案要綱

1 廃止の目的

鳥取砂丘西側エリアの再整備に伴い鳥取市サイクリングターミナルを廃止するため、関係規則を廃止することを目的とします。

2 施行期日

この規則は、令和4年9月1日から施行することとします。

議案第6号

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の
廃止について

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和4年7月29日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則を
廃止する規則

鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和53年鳥取市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

提案理由

鳥取市サイクリングターミナルを廃止するためである。

審議事項（２）

定例教育委員会資料	
年月日	令和４年７月２９日（金）
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市教育委員会事務局等組織規則を一部改正する規則案要綱

１ 改正の目的

鳥取砂丘西側エリアの再整備に伴い鳥取市サイクリングターミナルを廃止するため、規則を一部改正することを目的とします。

２ 施行期日

この規則は、令和４年９月１日から施行することとします。

議案第7号

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を次のように改正する。

令和4年7月29日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取市教育委員会事務局等組織規則(平成16年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第6条生涯学習・スポーツ課の項第6号中「、サイクリングターミナル砂丘の家」を削る。

第12条その他機関の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項の表鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

提案理由

鳥取市サイクリングターミナルを廃止するためである。

鳥取市教育委員会事務局等組織規則（平成16年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略</p> <p>学校教育課 略</p> <p>学校保健給食課 略</p> <p>文化財課 略</p> <p>生涯学習・スポーツ課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の企画指導に関する事。 (2) 生涯学習の推進に関する事。 (3) 青少年の教育の振興に関する事。 (4) 青少年の団体の育成に関する事。 (5) 生涯学習センターに関する事。 	<p>○鳥取市教育委員会事務局等組織規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(各課の分掌事務)</p> <p>第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略</p> <p>学校教育課 略</p> <p>学校保健給食課 略</p> <p>文化財課 略</p> <p>生涯学習・スポーツ課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の企画指導に関する事。 (2) 生涯学習の推進に関する事。 (3) 青少年の教育の振興に関する事。 (4) 青少年の団体の育成に関する事。 (5) 生涯学習センターに関する事。

(6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関すること。

(7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関すること。

(8) 体育団体の育成指導に関すること。

(9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関すること。

(10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。

(11) 体育館、プール、テニス場、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関すること。

(本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年15号・21号・19年11号・15号・20年2号・21年1号・22年8号・23年1号・27年9号・29年7号・30年4号・令和2年8号・3年2号〕)

第7条～第11条 略

(教育機関等の区分)

(6) 公民館、こども科学館、視聴覚ライブラリー、図書館、少年愛護センター、サイクリングターミナル砂丘の家、農村環境改善センター、東部研修センター面影会館、コミュニティ施設、気高町ロッジ緑の郷、国府町土地区画整理記念館、用瀬町青年会館、佐治町会館、さじアストロパーク、さじコスモスの館、佐治町地域活性化センター及び文化ホールに関すること。

(7) 学校体育及び社会体育の企画指導に関すること。

(8) 体育団体の育成指導に関すること。

(9) 各種スポーツ大会その他体育指導のための集会の開催に関すること。

(10) レクリエーション（野外活動を含む。）の指導奨励に関すること。

(11) 体育館、プール、テニス場、海洋センター、サッカー場、武道館、多目的スポーツ広場、多目的運動広場及び農林漁業者トレーニングセンターに関すること。

(本条…一部改正〔平成16年教委規則54号・18年15号・21号・19年11号・15号・20年2号・21年1号・22年8号・23年1号・27年9号・29年7号・30年4号・令和2年8号・3年2号〕)

第7条～第11条 略

(教育機関等の区分)

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

- (1) 鳥取市立学校
- (2) 鳥取市立公民館
- (3) 鳥取市こども科学館
- (4) 鳥取市視聴覚ライブラリー
- (5) 鳥取市立学校給食センター
- (6) 鳥取市歴史博物館
- (7) 鳥取市立図書館
- (8) 鳥取市生涯学習センター

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター
- (2) 鳥取市農村環境改善センター
- (3) 仁風閣及び宝扇庵
- (4) 鳥取市歴史民俗資料館
- (5) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館
- (6) 鳥取市あおや郷土館
- (7) 鳥取市因幡万葉歴史館
- (8) 鳥取市東部研修センター面影会館

第12条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその他の機関（以下「教育機関等」という。）は、次のとおりである。

教育機関

- (1) 鳥取市立学校
- (2) 鳥取市立公民館
- (3) 鳥取市こども科学館
- (4) 鳥取市視聴覚ライブラリー
- (5) 鳥取市立学校給食センター
- (6) 鳥取市歴史博物館
- (7) 鳥取市立図書館
- (8) 鳥取市生涯学習センター

その他の機関

- (1) 鳥取市少年愛護センター
- (2) 鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家
- (3) 鳥取市農村環境改善センター
- (4) 仁風閣及び宝扇庵
- (5) 鳥取市歴史民俗資料館
- (6) 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館
- (7) 鳥取市あおや郷土館
- (8) 鳥取市因幡万葉歴史館
- (9) 鳥取市東部研修センター面影会館

- (9) 鳥取市コミュニティ施設
- (10) 鳥取市気高町ロジ緑の郷
- (11) 鳥取市国府町土地区画整理記念館
- (12) 鳥取市用瀬町青年会館
- (13) 鳥取市佐治町会館
- (14) 鳥取市さじアストロパーク
- (15) 鳥取市さじコスモスの館
- (16) 鳥取市佐治町地域活性化センター
- (17) 鳥取市体育館
- (18) 鳥取市プール
- (19) 鳥取市テニスコート
- (20) 鳥取市海洋センター
- (21) 鳥取市営サッカー場
- (22) 鳥取市若葉台スポーツセンター
- (23) 鳥取市武道館
- (24) 鳥取市多目的スポーツ広場
- (25) 鳥取市多目的運動広場
- (26) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター
- (27) 鳥取市文化ホール

- (10) 鳥取市コミュニティ施設
- (11) 鳥取市気高町ロジ緑の郷
- (12) 鳥取市国府町土地区画整理記念館
- (13) 鳥取市用瀬町青年会館
- (14) 鳥取市佐治町会館
- (15) 鳥取市さじアストロパーク
- (16) 鳥取市さじコスモスの館
- (17) 鳥取市佐治町地域活性化センター
- (18) 鳥取市体育館
- (19) 鳥取市プール
- (20) 鳥取市テニスコート
- (21) 鳥取市海洋センター
- (22) 鳥取市営サッカー場
- (23) 鳥取市若葉台スポーツセンター
- (24) 鳥取市武道館
- (25) 鳥取市多目的スポーツ広場
- (26) 鳥取市多目的運動広場
- (27) 鳥取市農林漁業者トレーニングセンター
- (28) 鳥取市文化ホール

第13条～第14条 略

(職制)

第15条 次の表の左欄に掲げる教育機関等にそれぞれ同表の右欄に掲げる長を置く。

教育機関等の名称	教育機関等の長
鳥取市立学校	校長又は園長
鳥取市立公民館	館長
鳥取市視聴覚ライブラリー	所長
鳥取市立学校給食センター	所長
鳥取市立図書館	館長
鳥取市少年愛護センター	所長
鳥取市農村環境改善センター	所長
鳥取市東部研修センター面影会館	所長
鳥取市さじアストロパーク	所長
鳥取市海洋センター	所長
鳥取市生涯学習センター	所長

2～4 略

第16条～第21条 略

第13条～第14条 略

(職制)

第15条 次の表の左欄に掲げる教育機関等にそれぞれ同表の右欄に掲げる長を置く。

教育機関等の名称	教育機関等の長
鳥取市立学校	校長又は園長
鳥取市立公民館	館長
鳥取市視聴覚ライブラリー	所長
鳥取市立学校給食センター	所長
鳥取市立図書館	館長
鳥取市少年愛護センター	所長
鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家	所長
鳥取市農村環境改善センター	所長
鳥取市東部研修センター面影会館	所長
鳥取市さじアストロパーク	所長
鳥取市海洋センター	所長
鳥取市生涯学習センター	所長

2～4 略

第16条～第21条 略

審議事項（３）

定例教育委員会資料	
年月日	令和４年７月２９日（金）
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市教育委員会事務決裁規程を一部改正する規程案要綱

１ 改正の目的

鳥取砂丘西側エリアの再整備に伴い鳥取市サイクリングターミナルを廃止するため、規程を一部改正することを目的とします。

２ 施行期日

この規程は、令和４年９月１日から施行することとします。

議案第 8 号

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

令和 4 年 7 月 2 9 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会事務決裁規程(昭和 4 7 年鳥取市教育委員会訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項生涯学習・スポーツ課課長専決事項の項第 1 号中「、サイクリングターミナル砂丘の家」を削る。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥取市サイクリングターミナルを廃止するためである。

鳥取市教育委員会事務決裁規程（昭和47年教育委員会訓令第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会事務決裁規程</p> <p style="text-align: right;">昭和47年6月10日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市教育委員会訓令第7号</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（副教育長、事務局長、事務局課長及び教育機関等の長の専決事項）</p> <p>第7条 事務局の副教育長及び局長の専決事項並びに事務局の課長及び分室長、教育機関等館長及び所長並びに学校の長（以下「課長等」という。）の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> <p>副教育長及び事務局長専決事項 略</p> <p>課長等共通専決事項（学校の長を除く。） 略</p> <p>教育総務課長専決事項 略</p> <p>学校教育課長専決事項 略</p> <p>生涯学習・スポーツ課長専決事項</p> <p>（1） 美穂会館及び東部研修センター面影会館の使用の許可に関すること。</p> <p>（2） 視聴覚教育教具のあっせんに関すること。</p> <p>（3） 体育施設の使用許可に関すること。（分室長の専決事項に係</p>	<p>○鳥取市教育委員会事務決裁規程</p> <p style="text-align: right;">昭和47年6月10日</p> <p style="text-align: center;">鳥取市教育委員会訓令第7号</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（副教育長、事務局長、事務局課長及び教育機関等の長の専決事項）</p> <p>第7条 事務局の副教育長及び局長の専決事項並びに事務局の課長及び分室長、教育機関等館長及び所長並びに学校の長（以下「課長等」という。）の専決事項は、次に掲げる事務とする。</p> <p>副教育長及び事務局長専決事項 略</p> <p>課長等共通専決事項（学校の長を除く。） 略</p> <p>教育総務課長専決事項 略</p> <p>学校教育課長専決事項 略</p> <p>生涯学習・スポーツ課長専決事項</p> <p>（1） 美穂会館、<u>サイクリングターミナル砂丘の家</u>及び東部研修センター面影会館の使用の許可に関すること。</p> <p>（2） 視聴覚教育教具のあっせんに関すること。</p> <p>（3） 体育施設の使用許可に関すること。（分室長の専決事項に係</p>

るものを除く。)

(4) 体育施設教具のあっせんに関する事。

分室長専決事項 略

学校の長（幼稚園の長にあつては、第3号から第6号までを除く。）専決事項 略

中央図書館長専決事項 略

市立図書館館長専決事項 略

3 略

4 略

第8条 略

るものを除く。)

(4) 体育施設教具のあっせんに関する事。

分室長専決事項 略

学校の長（幼稚園の長にあつては、第3号から第6号までを除く。）専決事項 略

中央図書館長専決事項 略

市立図書館館長専決事項 略

3 略

4 略

第8条 略

報告事項（１）

7月定例教育委員会 資料	
年月日	令和4年7月29日
担当課	生涯学習・スポーツ課 協働推進課

地区公民館の多様な活用に向けた検討状況について

本市では、地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館で地域のアイデアを実現できるよう、施設の利用制限をできるだけ緩和し『多様な目的で幅広く活用できる施設』への移行をめざし検討を行っています。現時点における検討内容について、幅広い関係者の意見を聞き、今後の検討に反映させるため、今月開催された鳥取市社会教育委員会議において意見をいただきましたので、その内容や今後の予定について報告します。

1. 現時点における検討内容に対する社会教育委員会議で出た意見

（１）施設の所管（所有）を教育委員会から市長部局へ移管する方向で検討しています。

（社会教育法の適用外施設として生涯学習の場を提供します）

目的：社会や地域課題の変化に対応するため、施設の設置目的を、生涯学習をはじめ、幅広いまちづくり（福祉や防災、産業振興、地域活性化等）に対応できる地域の拠点施設とします。

【意見】

- ・市長部局へ移管し社会教育法の適用外施設にすることで、地域の新しいニーズに即応した小規模多機能の地域の拠点づくりが可能
- ・どちらかに一本化すべき。
- ・移管後もこれまでどおり社会教育・生涯教育活動が担保されることが重要。
- ・今後も教育委員会が社会教育の観点から一定の関与ができる形が望ましい。
- ・市として、いつまでに公民館をどうしたいのかロードマップを示すべき

（２）利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲の拡大を検討しています。

目的：地区の枠を超えた合同事業の展開や、民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、新たな地域交流促進が行われるよう見直します。併せて、空き時間の有効活用などによって施設を最大限に利用します。

【意見】

- ・利用制限を緩和し利用率を上げ活性化を図ることは時代の趨勢（すうせい）と考える。
- ・対象範囲の拡大については、賛成。
- ・各地区公民館の利用実態を勘案して、市全体としては、統一をはかるべき点を慎重に見極める必要があると思う。
- ・利用されている人は不安を覚えてしまうことから早めの情報提供が必要

〔3〕 営利目的で公民館を利用する際などは、使用料の徴収を検討しています。

目的：民間事業者の利用や営利目的など、利用対象を拡大することと併せて、他の公共施設と同様に受益者負担を求めます。

【意見】

- ・地区の住民が公民館を利用する場合は、これまでどおり無料とし、地区外および地区の民間業者等が営利目的で利用する場合は他の公共施設と同様に受益者負担を求めることが望ましい。
- ・広く地区外住民にも公民館利用をしっかりと促進していただきたい。
- ・公民館利用に伴う利用料徴収に係る地区公民館職員への事務負担が極力、過重とならないようにしていただきたい。
- ・営利目的の基準についてしっかりまとめることが必要

2. 検討経過等

- 令和2年4月 市社会教育委員会議等からの提言書を受理
社会教育施設以外での生涯学習事業を検討（佐治地域でR3から実践）
- 令和3年7月～ 公民館職員とのブロック別意見交換会を実施
12月 市政モニターアンケート、LINEアンケートを実施
市社会教育委員会会議にて説明（適宜、教育委員会にも報告）
- 令和4年1月 協働のまちづくり推進本部（本部長：市長）にて方向性を協議
2月 市議会（総務企画・文教経済委員会）にて取組報告
定例教育委員会で取組報告
7月 市社会教育委員会議委員で市の検討内容について意見徴収
各地区公民館へ意見照会
定例教育委員会で検討状況を報告

3. 今後の予定

- 8月 協働のまちづくり推進本部会議で基本方針を確認
市民自治推進委員会で協議
- 9月 各地区公民館運営委員会へ検討状況を報告
市議会（総務企画・文教経済委員会）にて検討状況を報告

7月定例教育委員会資料	
年月日	令和4年7月29日
担当課	教育委員会文化財課

新登録の国登録有形文化財(建造物)について

本市において、国登録有形文化財（建造物）として登録申請されていた下記の建造物について、令和4年7月22日（金）に開催される国の文化審議会（会長 佐藤信）にて、登録文化財原簿への登録が答申されましたので報告します

記

【今回答申された文化財】

- ・天日名鳥命神社本殿（あめのひなどりのみことじんじゃほんでん）
- ・天日名鳥命神社幣拝殿（あめのひなどりのみことじんじゃへいはいでん）

所在地：鳥取市大畑（おおばたけ）

【鳥取市内の国登録有形文化財（建造物）数】

新規登録： 1件（2棟）

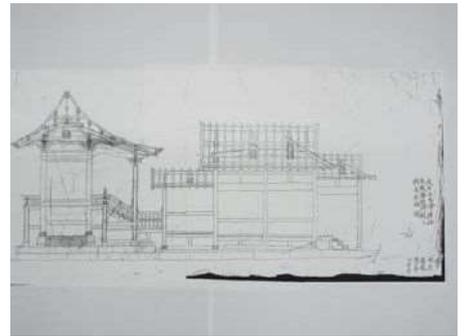
累 計： 27件（63棟、1基）

今回登録が答申される文化財の概要

件数	名称	所在地	特徴等	建設年代等	基準
1	天日名鳥命神社本殿	鳥取市 大畑	鳥取県八頭郡智頭町に所在する「石谷家住宅」（昭和3年建築：国重要文化財）の副棟梁「懸樋傳十郎」が手掛けた社殿。素材の持ち味を引き出すため全体の装飾を抑制しつつも、細部に凝った彫刻意匠を施すなど近代期の特徴をよく示している。棟札以外に、建築時の図面や仕様書など設計書が残っており、近代の社殿造営の様相を今に伝える。	大正2年建築	1
	天日名鳥命神社幣拝殿			大正2年建築	1

基準：1. 国土の歴史的景観に寄与しているもの、2. 造形の規範となっているもの、3. 再現することが容易でないもの。

○天日名鳥命神社（鳥取市大畑874）



《広域図》

